

ふるさとへの応援ありがとうございます ふるさと応援寄附金の状況

問い合わせ

財政課監理係 ☎ 22-7731

平成20年の地方税法改正により、都道府県や市町村に一定の寄附をした場合、住民税の税額控除が受けられる「ふるさと納税」の制度ができました。

市では、この制度を利用した寄附金を「ふるさと応援寄附金」として受け付けています。

平成23年度には8人の人たちがらご寄附及び応援メッセージ等をいただきました。

ありがとうございました。

寄附者（順不同）

- 長尾 信一さん（大阪府）
- 川北 秀人さん（東京都）
- 市川 隆則さん（東京都）
- 久重 和敬さん（東京都）
- 岸本 一輝さん（大阪府）
- 匿名（3人）

応援メッセージ等

○合併しないでがんばってください。

○人口流出（若年層）防止策と子育て支援よろしく願います。

市では、寄せられた寄附を地域振興基金に積み立てることにしています。

「ふるさと応援寄附金」は随時受け付けていますので、財政課監理係まで申し込み・お問い合わせください。

▼平成23年度の寄附の状況

指定用途	件数	金額
人にやさしいふるさとづくり	3	310,000 円
魅力あふれるふるさとづくり	3	160,000 円
竹原の資源を活かしたふるさとづくり	2	720,000 円
合計	8	1,190,000 円



▼平成23年度基金により実施した事業

事業名	事業概要
竹原っこ夢プロジェクト	<p>忠海東小学校では、市内の市川菓子舗さんと協力して児童がお菓子を作り、創立100周年記念事業の参加者に配布しました。</p> <p>荘野小学校では、児童が地域住民と協力して竹を使った竹野夢家（たけのゆめハウス）を製作し、地域の憩いの場をつくりました。</p> <p>竹原中学校では、生徒等から募集した言葉を用いて歌詞にし、広島県出身の音楽関係者（パラレルリップ）に「君のふるさと」という題名で作曲してもらいました。卒業生を送る会では、ゲストとしてパラレルリップから卒業生に歌のプレゼントがされました。</p>



今後、地域で子育てを支援するための環境整備に努めていきます。

問い合わせ
子ども福祉室
☎ 22-7742

事業名	平成22年度	平成23年度	目標事業量 (平成26年度)
通常保育実業	定員 605 人	定員 605 人	定員 600 人
延長保育実業	10 か所	10 か所	10 か所
休日保育事業	0 か所	0 か所	1 か所
病児・病後時保育事業 (病児・病後児対応型)	1 か所	1 か所	1 か所
一時預かり実業	7 か所	7 か所	6 か所
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	定員 250 人 8 か所	定員 250 人 8 か所	定員 260 人 8 か所
地域子育て支援拠点事業	3 か所	3 か所	3 か所
ショートステイ事業	0 か所	0 か所	1 か所
ファミリーサポートセンター事業	1 か所	1 か所	1 か所

竹原市次世代育成支援地域行動計画
（後期計画）の実施状況

行動計画のうち、目標事業量を設定した保育サービス等特定事業の実施状況は次のとおりです。

平成 24 年度公募型補助金 補助対象事業が決定しました

問い合わせ

まちづくり推進課協働推進係 ☎ 22-2279

市民活動団体のみなさんの発想や特性を活かした公益的な活動を応援することを主な目的として、広報たけはら 2 月号で募集した平成 24 年度公募型補助金補助対象事業について、審査の結果 2 件の事業を採択しました。

事業名 ～あなたを待っている人がいる～
婚活事業マリアージュ

団体名 竹原商工会議所女性部婚活委員会

交付額 250,000 円（補助率 1/2）

目的

会員の出会い・交流の場を創出し、縁結びの機会を提供するとともに、まちづくりへの参加意識をもった若い人材を育成する。

事業

手作りジャムを用いた料理教室の開催や、憧憬の路に参画し“マリアージュオブジェ”を製作・展示するなど、会員で構成する実行委員会が企画・運営する事業を計 5 回行う。

事業名 三次街道を活かした
忠海地域活性化プロジェクト

団体名 忠海地域文化伝承協議会

交付額 40,000 円（補助率 1/2）

目的

三次街道を介して結ばれた忠海と三次のまちづくりグループとの交流・イベントを開催し、相互の地域資源の再発見及び歴史・文化に対する意識向上を図る。

事業

三次街道の調査研究を通じた街道マップの作成、郷土歴史研究家や伝統文化継承者による講演会、街道などを紹介するパネルの制作及び展示を行う。

ご存知ですか 市民活動団体保険制度

問い合わせ

まちづくり推進課協働推進係 ☎ 22-2279

市民活動団体保険は、自主的に組織された自治会、市民活動団体などのみなさんが、安心して社会貢献活動を行うことができるよう、社会貢献活動中の思わぬ事故を対象とした保険制度です。この保険の対象となるためには、あらかじめ団体として登録することが必要です。なお、登録料や保険料の負担はありません。

□ 保険の対象となる社会貢献活動とは、次の要件をすべて満たす活動です。

- ① 5人以上で自主的に組織され、市内に拠点を有する団体の活動
- ② 無報酬（交通費等実費の支給等を除く）の活動
- ③ 継続的・計画的に実施されている活動
- ④ 公益的な活動

※公益的な活動とは、地域住民やその他の社会の利益を目的とした活動で、会員の楽しみや趣味のサークル活動は対象となりません。

事前の登録必要
保険料負担なし

□ 団体登録手続き

所定の市民活動団体登録届に必要事項を記入のうえ、団体の規約、総会資料など活動の目的や内容のわかる資料を添えて、まちづくり推進課協働推進係（市民館 1 階）へ提出してください。

※詳しくは、市役所、支所・出張所、各公民館に備え付けのパンフレットをご覧ください。

保険の対象となる主な活動例

- ◆ 自治会・町内会活動、住民自治組織活動、防犯活動、防火・防災活動、地域清掃活動
- ◆ 子ども会活動、青少年防止活動・保護活動
- ◆ 地区社会福祉協議会活動、社会福祉施設支援活動
- ◆ 環境美化・清掃活動、リサイクル運動
- ◆ PTA 活動、レクリエーション活動、文化活動
- ◆ 行方不明者等の搜索活動

保険の対象とならない代表例

- ◆ 園児・児童・生徒が行う学校行事
- ◆ 職場などで行事として行う活動
- ◆ 会員の親睦が目的のレクリエーション活動や自助的な活動
- ◆ 国、県または市から委託を受けて行う活動
- ◆ スポーツ・レクリエーション・文化活動などの行事における指導者・スタッフ以外の参加者の事故